

身体拘束最小化のための指針

1. 身体拘束廃止にかかわる基本的な考え方

川崎医科大学高齢者医療センター（以下、高齢者医療センター）における身体拘束の定義は、昭和 63 年 4 月 8 日厚生省告示第 129 号に示された「衣類または綿入り帯等を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限」を基本とする。この定義に基づく物理的な制限を、当院では「身体的拘束(フィジカルロック)」と呼称する。さらに、患者の尊厳および自己決定権を尊重する観点から、広義の身体拘束として不適切な薬剤投与により活動性を低下させる「薬物拘束(ドラッグロック)」、言葉や態度によって行動を制限する「心理的拘束（スピーチロック）」など、患者の自由な行動を制限する行為も身体拘束として扱う。

身体拘束は、患者の生活の自由を制限するものであり、患者の尊厳ある生活を拒むものである。患者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束を容易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束最小化に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努める。

2. 身体拘束等最小化に向けての基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

高齢者医療センターでは、原則として、身体拘束を行わない方針とする。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人または他の患者等の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、以下の 3 要件の全てを満たした場合のみ、身体的拘束最小化に関するマニュアルに則り、組織的かつ慎重に行う。さらに、本人・家族への説明同意を得て行う。

- ①切迫性：患者本人又他の患者の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ②非代替性：身体拘束を行う以外に代替する方法がないこと。
- ③一時性：身体拘束が一時的であること。

(3) その他の日常ケアにおける基本指針

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。

- ・患者の主体の行動、尊厳ある生活に努める。
- ・言葉や対応などで、患者の精神的な自由を妨げないように努める。
- ・患者の思いをくみとり、患者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をする。

- ・患者の安全を確保する観点から、患者の自由（身体的・精神的）に安楽を妨げるような行為は行わない。
- ・「やむを得ない」と安易に身体拘束に該当する行為を行っていないか、常に振り返りながら患者に主体的な入院生活をしていただけるように努める。

（４）向精神薬等薬剤使用上の基本指針

薬剤による行動制限は、患者・家族等に説明を行い、同意を得て使用する。不眠時や不穏時の薬剤指示については、医師・看護師、必要時には薬剤師と協議し、対応する。

行動を落ち着かせるために向精神薬等を使用する場合は、医師・看護師等で協議を行い、患者に不利益が生じない量を使用する。また、薬剤の必要性和効果を評価し、訂正量の薬剤使用を検討する。

3. 身体拘束最小化に向けた体制

高齢者医療センターでは、身体拘束最小化に向け、病院内での審議を行う意思決定組織として「身体拘束最小化委員会」を設置する。その下部組織に各部門での活動を推進する「身体拘束最小化チーム」を設置し、２段階の体制とする。

（１） 身体拘束最小化委員会

① 目的

入院患者の尊厳の保持、及び療養環境の質確保を図ることを前提とする。その上で、患者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、職員個人の倫理的感性を高め、組織的に身体拘束の最小化を推進する。

② 業務内容

- （ア）「身体拘束を最小化するための指針」を提示した身体拘束最小化のマニュアルの作成、及び定期的な見直しを年１回行う。
- （イ）身体拘束最小化の方針、及び「身体的拘束」の実施状況等のホームページ等への掲載公表を行う。
- （ウ）鎮静を目的とした薬物の適正使用に関するルールの整備及び評価を行う。
- （エ）入院患者に関わる全職員を対象とした、身体拘束最小化に関する研修（年２回以上）の企画及び評価を行う。
- （オ）「身体的拘束」の実施状況（実施割合等）の定期的な把握と分析、及び各部門管理者への報告を行う。
- （カ）「身体的拘束」が行われている患者に対する解除に向けた代替策の検討、及び現場への提案を行う。
- （キ）その他目的達成のために必要な事項を行う

③ 構成員

副院長又は院長補佐、看護部長、各診療科、各看護単位、各部署担当者

上記構成員をもって構成するほか、必要に応じてその他職種職員を参加させること

ができることとする。

(2) 身体拘束最小化チーム

①目的

身体拘束最小化委員会での決定事項を部門内で周知するとともに、身体拘束最小化に向けた部門内での活動を推進する。

②業務

(ア) 身体拘束最小化委員会での決定事項を部門内で周知する。

(イ) 部門内で身体拘束最小化に向けた活動を推進する。

(ウ) 部門内の「身体的拘束」実施状況のデータを蓄積する。

(エ) 週1回定期的に部門内ラウンドを行い、「身体的拘束」等の実施状況の把握、その妥当性及び解除について検討を行う。

(オ) 病棟間での相互間ラウンドを年4回行う。

③構成員

副院長又は院長補佐、看護部長、診療部門、薬剤室、看護部、リハビリセンター、病院事務室

4. この指針の閲覧について

当院での身体拘束最小化のための指針は院内に掲示するとともに、当院ホームページに掲載し、いつでも患者・家族等が閲覧できるようにする。

〈 附則 〉

この指針は、令和6年6月1日より施行する

〈 附則 〉

この指針は、令和6年11月1日より施行する（3.チームの設置、業務内容追加）

〈 附則 〉

この指針は、令和8年6月1日より施行する